# 第3章 第3次計画の振り返り

# 1 第3次計画の重点目標ごとの振り返り

## 重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進

あらゆる分野において女性の活躍を推進するためには、多様な人が働く場や地域などでの男女 共同参画を推進していく必要があり、そのためには政策・方針決定過程においても、男女が対等に 参画できる社会を目指していく必要があります。

令和2年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、家庭生活、職場、学校教育の場、政治の場、法律や制度の上、社会通念・習慣・しきたり等、地域社会、の7つの場面における男女の平等感を尋ねたところ、「平等である」と回答した人の割合が最も少なかったのは、「政治の場」で、全体の9.5%と、前回調査(平成27年度)の10.4%から0.9ポイント減少しています。

本市では、政策・方針決定の場での男女共同参画を推進するため、各種審議会等への女性の積極的な登用を促す取り組みを推進してきました。その結果、市の審議会等の女性登用率は、令和2年度で26.9%となっており、令和元年度の23.5%から3.4ポイントの増加となりました。

また、市の課長以上の職員に占める女性の割合は、平成 27 年度で 3.0%であったのに対し、令和 2 年度時点で 8.3%と、5.3 ポイントの増加となっています。市の課長補佐・係長の職員に占める女性の割合では、平成 27 年度で 23.6%であったのに対し、令和 2 年度時点で 26.6%と 3.0 ポイントの増加となっているものの、平成 30 年度(29.3%)から 3.0 ポイントの減少となっています。

いずれの指標も第3次計画策定時と比較して改善していますが、現状で目標達成には至っておらず、達成に向けたさらなる取り組みの推進が必要となっています。

職場や地域社会、その他あらゆる分野において男女が平等に参画できる社会を実現するためには、政治の場や各行政分野にある男女共同参画の推進に係る施策に関し、計画的かつ円滑な事業実施を目指すことが重要であり、市政に女性の声を反映する体制を作る必要があります。

# 重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画を自分の問題ととらえ、正しく理解し、性別による固定的な役割分担意識を是正していく必要があります。

本市では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合について、平成27年度の調査では66.3%であったものの、令和2年度調査では78.4%となっており、市民の意識が確実に高まっていることが見て取れます。また、女性の就業についての意向をみてみると、「子どもができても、ずっと職業を持ち続ける方がよい」と回答した人の割合は、令和2年度の調査で全体の59.8%となっており、平成27年度調査(50.8%)から9.0ポイント増加しています。

一方、成果指標としていた「3歳以下の子がいる家庭で父親が育児に協力的である家庭の割合」は、平成27年度は75.8%であったものの、令和2年度には65.0%と減少しており、目標値(80.0%)を達成するに至っておらず、性別による固定的な役割分担意識は薄らいでいるものの、建前と現実の差が見える結果となりました。

これらの建前と現実が現れる根底には「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識が少なからず存在していることからも、固定的性別役割分担意識の解消に向けた更なる意識啓発が重要になってくる他、男性の家事・育児への参画に対する意識の普及・啓発活動等を通じて、男女ともにワーク・ライフ・バランスの推進のための環境改善を図っていく必要があります。

# 重点目標3 安心・安全な暮らしの実現

近年頻発している自然災害を受け、災害に強い安心・安全な暮らしを実現するためには、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行う必要があります。

令和2年度調査の結果をみると、防災・災害復興対策に関し、9割以上の人が性別に配慮した対応が必要であると感じると回答しています。また、性別に配慮した対応が必要なことは何だと思うかという設問については、「避難所の設置(男女別のトイレ、更衣室、洗濯干し場等」(88.2%)が最も多く挙げられていますが、「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」(58.7%)、「災害時の救援医療体制(乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦)へのサポート体制」(57.8%)、など、多様な項目に対する意見が挙がっています。

第3次計画では、地域の防災力アップへ向け取り組みを進めた結果、「消防団に占める女性の割合」は令和2年度で3.5%となっており、平成28年度(1.8%)から1.7ポイント増加となったものの、依然として女性の割合は低い状況が続いています。

安心・安全な暮らしの実現のためにも、災害発生時などあらゆる場面において、男女のニーズの 違いを踏まえ、様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図る必要があります。

# 重点目標4 推進体制の充実・連携強化

計画の推進体制が効果的に機能するよう、男女共同参画の推進に係る施策について、関係各課が 男女共同参画関連施策に対し積極的に関与し、推進に努め、当該施策について男女共同参画社会の 形成に及ぼす影響を把握し、それぞれの施策において、直接的又は間接的に男女共同参画の視点を 反映させるように努めていく必要があります。

また、男女共同参画の推進には、各課の総合的かつ横断的な取り組みが必要であることへの認識 を深め、連携・協力しながら推進していくことが大切です。

「市の男性職員の育児休業取得率」は平成28年度まで0.0%となっていましたが、平成29年度以降、少しずつ育児休業を取得する男性職員が増加しています。一方、職員研修でのアンケート結果では、「男女共同参画の理解が深まった」と回答した職員は、第3次計画が策定された平成28年度には95.5%であったのに対し、令和元年度では86.9%と8.6ポイント減少する結果となりました。

男女共同参画社会を実現するためには、行政をはじめ、それぞれの主体が連携し、協働しなければ実現できません。そのため、市民、企業、団体等すべてが連携し、それぞれの主体が取り組むべき役割を認識し、共に男女共同参画社会の実現を目指していく必要があります。

## 【男女共同参画計画に掲げる指標の実績推移一覧】

★…目標値を達成しているもの

重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進								
指標	単位	H27 第3次計画 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標 (R3)
市の審議会等の女性登用率	%	26.1	24.6	23.6	24.0	23.5	26.9	35.0
市の管理職 (課長以上職員) に占める女性の割合	%	3.0	2.9	5.9	6.1	8.3	8.3	15.0
市の課長補佐・係長の職にあ る職員に占める女性の割合	%	23.6	27.4	27.0	29.3	26.6	26.6	35.0
市内事業所における管理職 (係長相当職以上)に占める女 性の割合	%	_		*43.9	-	-	_*1	20.0
女性就労支援セミナー受講者 の就労率	%		16.7	8.3	11.1	*30.0	*60.0	20.0
女性起業者数	人	8	4	5	5	5	2	50
農業委員に占める女性の割合	%	0.0	0.0	10.0	10.0	10.0	10.0	14.0
女性認定農業者数	人	52	54	54	54	54	50	60
家族経営協定**締結農家数	戸	15	15	16	17	*28	*28	20
畜産ヘルパー制度*利用率	%	23.5	24.7	24.7	24.7	17.1	20.0	25.0

重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革								
指標	単位	H27 第3次計画 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標 (R3)
3歳以下の子がいる家庭のうち、父親が育児に協力的である家庭の割合	%	75.8	61.1	59.6	60.4	65.1	65.0	80.0
家庭教育に関する講座(保護 者対象)の開催数	回	10	*22	*19	*20	*17	5	13
男女共同参画を教職員校内研 修のテーマに採用した小中学 校の割合	%	84.6	*100.0	*100.0	*100.0	*100.0	*100.0	92.0
保育所の利用待機児童数	人	15	22	45	15	12	9	0
放課後児童クラブの利用待機 児童数	人	12	28	4	9	16	2	0
病児・病後児保育利用件数	件	1,857	*2,100	*2,215	*2,329	*2,239	1,178	2,000
ファミリーサポートセンター *利用件数	件	513	408	618	433	373	115	700

<sup>\*1</sup> 新型コロナウイルス感染症の影響により、調査が実施できず空白となっています。

<sup>※</sup> 第7章 資料編-用語の解説を参照 (p.47)。

重点目標3 安心・安全な暮らしの実現									
:	指標	単位	H27 第3次計画 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標 (R3)
消防団員に <sub>1</sub> 合	占める女性の割	%	1.6	1.8	2.3	2.7	*3.4	*3.5	3.0
	画視点からの防 精・研修等の開	件	13	13	18	19	18	10	20
地域巡回ス 加者数	ポーツ教室の参	人	705	420	488	482	278	138	720
検診受診率	乳がん検診	%	24.0	25.8	16.6	16.8	21.0	19.7	50.0
	子宮頸がん検診	%	23.2	24.8	14.0	14.4	17.3	15.7	50.0
乳幼児健康診査受診率		%	96.3	96.6	<b>*</b> 97.0	<b>*</b> 97.7	96.1	96.5	97.0
母親学級参加率		%	76.9	66.2	62.9	59.9	64.3	_*2	80.0
母子保健推進	員数	人	9	8	6	6	6	9	15
防犯パトロール回数		回	2,200	1,500	2,150	*2,704	*2,862	1,950	2,500
DV※の相談機関の認知度		%	73.6	-	-	-	-	73.3	100.0
認知症サポー	-ター※数	人	5,969	7,483	8,759	*10,099	*10,957	*11,709	10,010
日中一時支持数	援事業※利用者	人	54	59	53	50	53	52	85

重点目標4 推進体制の充実・連携強化									
指標	単位	H27 第3次計画 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標 (R3)	
男女共同参画職員研修アン ケートにおいて「男女共同参 画について理解が深まった」 と回答した割合	%	70.7	95.5	84.4	89.0	86.9	_*3	100.0	
市の男性職員の育児休業取 得率	%	0.0	0.0	*8.3	*15.4	*8.3	0.0	5.0	

<sup>\*2</sup> 個別面談に変更のため実績なしとなっています。 \*3 新型コロナウイルス感染症の影響により、調査が実施できず空白となっています。

# 2 振り返りからみる荒尾市の課題

### (1) 男女平等に関する意識特性

市民意識調査の結果をみると、男女平等感は性別によって大きな差があることがわかります。 男女共同参画は、男女ともに社会や地域に参画していくための基盤をなすものです。市民意識調査の結果をうけ、法律・制度面の整備はもちろん、市全体の男女共同参画が底上げされるような取り組みを引き続き推進していく必要があります。

## (2) 固定的性別役割分担意識\*と女性の就業継続

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識に対して否定的な回答が多くを占めた一方で、多くの場面で女性の活躍が進んでいるとは言い難いのが現状です。

また、性別役割分担意識に対して否定的な考えを持つ人が多くとも、実際には家事や育児、介護等を主に担うのは女性であるケースがほとんどで、女性の進学や就労の場面で男女差がみられます。その根底には、固定的性別役割分担意識\*や無意識の思い込みが根強く存在しています。

こうした固定的性別役割分担意識\*\*や無意識の思い込みは、女性の活躍推進や男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの妨げになることから、市民や企業、学校等に向けた啓発活動等、積極的な取り組みを推進していく必要があります。

#### (3)地域社会における女性の参画

地域社会における女性の参画を推進するためには、「女性PTA会長」や「女性区長」を増やすことが重要な政策的課題となっています。女性の社会参画については建前的な結果が出やすい傾向にあり、実際の地域活動の担い手との意識差を埋めていく必要があります。

#### (4) 男女間における暴力の根絶と「性的少数者(LGBT\*等)」

配偶者や交際相手に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV\*」と略)をはじめとしたあらゆる暴力は人権侵害であり、いかなる場合でも決して許されるものではありません。 そのような行為は、男女共同参画社会の実現の妨げにもなっています。

本市では、60歳代以上の層でDV\*に対する理解が低いことから、啓発が必要といえます。また、 DV\*に関する相談先の周知を図るとともに、DV\*の防止に向けて取り組む必要があります。

また、「性的少数者(LGBT\*等)の人たちにとって、現在の社会は偏見や差別などがあり、生活しづらいという意見」への賛否を尋ねた結果では、74.6%の人が「思う」(37.1%)、「どちらかといえばそう思う」(37.5%)と回答し、肯定的な意見が多くなっています。男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進は、「男女」にとどまらず、幅広く多様な人を包摂した社会の実現につながるものです。そのためにも「性的少数者(LGBT\*等)」については、差別や偏見をなくす啓発活動が重要です。

# 3 計画策定の背景

#### (1)世界の動き

国際連合(国連)が、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、「国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)」をメキシコシティー(メキシコ)において開催したことから「男女共同参画社会」の実現に向けた取り組みがスタートしました。世界会議では、「平等・開発・平和」を目標とし、女性差別撤廃のために以後10年間にわたって各国がとるべき政策に指針を与える「世界行動計画」を採択するとともに、昭和51年から昭和60年(1976年~1985年)を「国連婦人の十年」と位置付け、女性の地位向上のための世界的な行動が開始されました。

昭和54年(1979年)の第34回国連総会においては、政治・経済・社会・文化など、あらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めた「女子差別撤廃条約」が採択され、昭和55年(1980年)には、「『国連婦人の十年』中間年世界会議(第2回世界女性会議)」がコペンハーゲン(デンマーク)で開催され、この会議で「女子差別撤廃条約」の署名式が行われ、日本も署名しました。

「国連婦人の十年」最終年にあたる昭和 60 年 (1985 年) には「『国連婦人の十年』最終年世界会議 (第3回世界女性会議)」がナイロビ (ケニア) において開催され、「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 (ナイロビ将来戦略)」が全会一致で採択されました。なお、平成2年 (1990 年) には、「ナイロビ将来戦略」の実施ペースを加速化するため、「ナイロビ将来戦略の見直しと勧告」が国連経済社会理事会において採択されました。

平成7年(1995年)、「平等・開発・平和のための行動」をテーマに「第4回世界女性会議」が北京(中国)において開催され、21世紀に向けての女性政策の指針となる「行動綱領」及び「北京宣言」が採択されました。この行動綱領において、5年後の平成12年(2000年)までに各国及び国際社会がとるべき、「女性と貧困」、「女性の教育と訓練」、「女性と健康」、「女性に対する暴力」など12の問題領域を設定し、女性の地位向上とエンパワーメント※を前提に、戦略目標及び行動計画が示されました。

平成12年(2000年)、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、第4回世界女性会議において採択された「北京宣言及び行動綱領」並びに「国連婦人の十年(1976年-1985年)」の最終年において採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(1986年-2000年)」の目標及び目的達成のコミットメント(関与)を再確認しました。また、「北京宣言及び行動綱領の実施に関し、市民社会、とりわけNGO\*及び女性団体の役割と貢献を認識し、さらなる実施及び評価過程への参画を奨励する。」、「男女平等の推進に向けて、男性も関与し、女性と共同して責任を分かち合わなければならないことを強調する。」とうたったことは、その後の男女共同参画推進の基本的な方向を明らかにするものになりました。

同じ平成 12 年(2000 年)には「国連ミレニアム・サミット」を開催、「国連ミレニアム宣言」が採択され、あわせて 1990 年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられ、8つのゴール、21 のターゲット項目から構成された「ミレニアム開発目標(略称:MDGs)」が 2015 年までに達成すべき国際的な開発目標として合意されました。「8つのゴール」には、「1.極度の貧困と飢餓の撲滅」、「2.普遍的初等教育の達成」に次いで「3.ジェンダー\*の平等の推進と女性の地位向上」が明記されており、「ター

ゲット3A:初等・中等教育における男女格差の解消を2005年までには達成し、2015年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。」とうたわれました。

平成 22 年 (2010 年)、「国連婦人の地位委員会『北京+15』」が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況を評価、平成 23 年 (2011 年)には、国連決議により「ジェンダー\*平等と女性のエンパワーメント\*のための国連機関(UN Women)」が正式に発足しました。

平成27年(2015年)、「北京宣言及び行動要領」の採択から20年にあたることを記念し、「国連婦人の地位委員会『北京+20』」が「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価を主要テーマに国連本部(ニューヨーク)で開催され、「ポスト2015年開発アジェンダ」の取組状況のフォローアップや、大臣級の参加による対話型のセッションを行っていくことなども決議されました。

また、同じ平成 27 年(2015 年)には、「ミレニアム開発目標(MDGs)」が 2015 年に終了することに伴って『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』(2030 Agenda)が加盟国の全会一致で採択され、それに基づき、2030 年までの新たな開発目標として 17 のゴール・169 のターゲットから構成された「持続可能な開発目標 (SDGs)」が、地球上の「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて取りまとめられました。「17 のゴール」には、「1. あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」、「2. 飢餓をゼロに」、「3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」、「4. すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に次いで、「5. ジェンダー\*の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント\*を図る」が明記されています。「持続可能な開発目標(SDGs\*)」に基づく「ジェンダー\*の平等」が男女共同参画推進の最も重要な世界的課題となっています。

#### (2) 国の動き

日本の「男女共同参画社会」実現に向けた取り組みは、「国際的協調」の下、世界の動きに合わせて推進されてきました。

昭和 50 年 (1975 年)、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、あわせて本部長の私的諮問機関として「婦人問題企画推進会議」を設置するとともに、総理府に「婦人問題担当室」が設置されました。昭和 52 年 (1977 年) には、「世界行動計画」を踏まえ、今後10 年間の女性問題の課題及び施策の方向を明らかにする初めての総合的な計画である「国内行動計画」が策定されました。

この間、「民法及び国籍法」の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の制定、男女共修に向けての家庭科教育のあり方の検討など、「女子差別撤廃条約」を批准するための法制度面の整備が進められ、この結果、昭和60年(1985年)に批准を果たしました。また、昭和52年(1977年)には、文部省の附属機関として「国立婦人教育会館」(平成13年、「国立女性教育会館」に名称変更)が埼玉県嵐山町に開館、研修プログラム等の開発や学習機会の提供によって数多くの男女共同参画リーダーを育成する成果をあげてきました。

昭和 62 年 (1987 年)、西暦 2000 年に至るまでの長期的展望に立った女性政策の基本方針、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画 (新国内行動計画)」が策定されました。平成3年 (1991 年) には、「ナイロビ将来戦略の見直しと勧告」を受けて、「新国内行動計画」の第一次改定を行い、あ

らゆる分野で男女が平等に共同して参画することが不可欠という視点から、「男女共同参加」を「男女共同参画」という文言に改め、「男女共同参画型社会の形成を目指す。」という政策目標を掲げました。同年、「育児休業等に関する法律」が公布、翌年施行されました。

平成4年(1992年)、「婦人問題担当大臣」が初めて任命され、平成6年(1994年)には、男女共同参画社会の形成の促進に関する政策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的に「男女共同参画推進本部」が設置され、総理府に「男女共同参画室」が担当事務局として設置されました。あわせて、「男女共同参画審議会」が政令設置され、男女共同参画社会づくりに向けた推進体制が本格的に整備されることになりました。なお、男女共同参画審議会は、平成9年(1997年)、男女共同参画審議会設置法に基づく設置となりました。

平成8年(1996年)、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン-21世紀の新たな価値の創造-」を受け、「男女共同参画 2000年プラン」が策定されました。同ビジョンは、「はじめに」の中で「男女共同参画、・・・それは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである。・・・男女に中立的に見える法律や制度であっても、それらが社会の中で実際に機能した結果として、女性に対する差別や男女の固定的な役割分担の維持・強化につながることがある。また、人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には、いまだに女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方に基づくものも見られる。・・・それゆえ、法律や制度の整備はもとより、広く社会の慣習・慣行、人々の意識に至るまで、男女の事実上の平等という観点から検討し、改革することが求められるのである。」と訴え、わが国においては初めて「男女共同参画」の理念と政策を明らかにするものになりました。

平成11年(1999年)6月23日、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現に向けて「男女共同参画社会基本法」が施行されました。基本法は、男女共同参画社会の形成に関し、国、地方公共団体及び国民の「責務」を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するため「男女共同参画基本計画」の策定をうたうなど、男女共同参画行政の「根拠」を明確にし、男女共同参画社会の実現は「21世紀のわが国社会を決定する最重要課題」と位置づけました。

また、同年には「食料・農業・農村基本法」が施行され、その第 26 条は「国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。」とうたい、「家族経営協定\*」、「認定農業者制度\*」の普及・啓発など、農業分野における「女性の参画の促進」を強く推進する契機になりました。

平成12年(2000年)12月、「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、翌平成13年(2001年)には、中央省庁の再編により総理府「男女共同参画室」にあった所管部署が新たに設置された内閣府「男女共同参画局」に編成替えされ、推進体制が強化されました。同年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を改正、また「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者からの暴力、いわゆる「DV\*(ドメスティック・バイオレンス)」の防止と被害者の保護について、国及び地方公共団体の責務とされました。同法については、平成26年(2014年)の改正により、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、法律の適用対象が生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。

平成17年(2005年)、「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定され、平成19年(2007年)には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス\*\*)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。さらに、平成22年(2010年)に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

平成 27 年(2015 年)には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立し、市町村に対しては、当該市町村の区域内での推進に関する計画の策定に努めることが求められるとともに、一定規模以上の民間事業主や国・地方公共団体においては、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付けました。これを受け、同年閣議決定された国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、「あらゆる分野における女性の活躍」が目標に掲げられました。また、平成 30 年(2018 年)、国会や地方議会の選挙での男女の候補者の数ができる限り「均等」になることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。令和2年(2020 年)には、「災害対応力を強化する女性の視点~男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を作成、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項を取りまとめました。

令和2年(2020年)12月、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。同基本計画は、第4次男女共同参画基本計画の取り組みについて、「政府は、国連の『ナイロビ将来戦略勧告』(1990年)で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、2003年に『社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する』との目標を掲げ取組を進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった。また、各種制度・慣行等も男女共同参画の視点を十分に踏まえたものになっているとは言い難かった。」と述べ、現状と当面する課題を総括しました。これを踏まえ、第5次男女共同参画基本計画は、「1男女共同参画基本計画の目指すべき社会の将来像」として、次の4点をうたっています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs\*で掲げられている包摂 的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

こうした「目指すべき社会の将来像」からは、「多様性」、「男女の人権の尊重」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>)」、「包括的かつ持続可能な社会」の4つを今後の「男女共同参画社会」実現のための重要なキーワードとして位置付けることができます。

## (3) 熊本県の動き

熊本県においては、昭和52年(1977年)、国が「国内行動計画」を策定したことを受けて、「婦人行政担当窓口」が商工労働水産部労働課に設置されました。また、昭和56年(1981年)に民間有識者で構成する知事の助言機関、「熊本県婦人問題懇話会」が設置され、昭和58年(1983年)には女性の地位の向上を目指すための初めての県計画、「熊本県婦人問題基本計画」が策定されました。昭和63年(1988年)には、女性関係行政の総合窓口として「婦人対策室」が県民生活総室に設置されました。

平成6年(1994年)、男女共同参画推進の総合的指針として「ハーモニープランくまもと」が策定され、平成7年(1995年)には「熊本県男女共同参画社会推進懇話会」の設置、「熊本県農山漁村女性ビジョン」の策定が行われました。また、平成9年(1997年)、「男女共同参画社会を目指す高校生向けガイドブック」を作成・配付、平成10年(1998年)には、男女共同参画啓発誌「ならんで」が創刊され、女性のネットワークづくりに貢献しました。

平成12年(2000年)は、熊本県の男女共同参画推進において大きな意味のある一年になりました。福島譲二県知事の急死を受けて執行された4月16日の県知事選挙で当時副知事を務めていた潮谷義子候補が次点候補に7万票あまりの差をつけ初当選し、同年2月に「日本初の女性知事」となった太田房江大阪府知事に次いで、「全国で2番目、民間出身では初の女性知事」が誕生したのです。6月に策定された新しい県総合計画、「パートナーシップ21くまもと:21世紀への責任と挑戦」には挑戦プロジェクトとして「男女共同参画システムづくり」が盛り込まれました。また、8月には「熊本県男女共同参画活動交流協議会」、11月には「くまもと女性農業委員の会」がそれぞれ設立されるなど、行政だけではなく、各種関係団体など民間を巻き込んで男女共同参画の推進が図られました。こうした動きを背景に、11月には「第3回全国認定農業者サミットinくまもと」が開催されています。また、「男女協働政経塾」の開講、「女性総合相談室」の設置(県庁内)など、「学習」や「相談」に係る支援体制も整備されていきました。

平成 13 年(2001 年)3月、女性も男性も生き生きと暮らせる社会をめざして、「熊本県男女共同参画計画(ハーモニープランくまもと 21)」が策定され、また、「農業県、熊本」における様々な女性問題の解決・改善を図るため、「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」が策定されました。さらに、12 月「熊本県男女共同参画推進条例」が制定され、その施行にともない、平成 14 年(2002 年)、知事の附属機関として「熊本県男女共同参画審議会」が設置されました。同審議会は、条例第 26 条「審議会は、・・男女のいずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。」に基づき組織され、また、初めて「公募委員」制度を導入しました。同年には、くまもと県民交流館パレア内に「男女共同参画センター」が開設され、また、「男女共同参画社会づくりに関する県の施策に対する苦情処理制度」が開始されました。

平成 15 年 (2003 年)、「男女共同参画推進事業者表彰」事業を開始、平成 17 年 (2005 年) に、「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。

平成 18 年 (2006 年)、「第 2 次熊本県男女共同参画計画(ハーモニープランくまもと 21)」を策定(改定)し、平成 20 年 (2008 年)に「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第 2 次)」を策定しました。

平成23年(2011年)、「男女がともに自立し、支えあう社会の実現」を基本目標とする「第3次 熊本県男女共同参画計画」を策定、平成26年(2014年)に、「熊本県配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」を改定しました。同年には、県内の経済界をはじ めとする関係機関・団体などの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」が発足し、「熊本県女性経営参画塾」、「熊本県女性起業支援事業」がスタートしました。平成27年(2015年)には『企業、女性・男性、社会が変わる』という視点で、各参加団体が連携して取り組む施策・事業所などを取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定しました。平成28年(2016年)には、「男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現」を基本目標とする「第4次熊本県男女共同参画計画」及び「熊本県女性の活躍推進計画」を策定、平成31年(2019年)に、「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第4次)」を改定しました。

令和3年(2021年)、「男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現」を基本目標とする「第5次熊本県男女共同参画計画」を策定、重点目標として、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実」、「推進体制の整備・強化」の4項目を掲げています。同計画は、「男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現」を目指すためには、「固定的性別役割分担意識\*\*や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス\*\*)の解消をはじめ、男性片働き世帯が多かった時代から残る男性中心の社会制度や、長時間労働や転勤等を当然とする働き方などの見直しも進めていくことが重要です。」とうたい、取り組みの意義を強調しています。また、第5次計画は、第4次計画策定の翌月、4月14日16日に発生した熊本地震により、死者50名(関連死273名)、ピーク時には避難所開設600カ所超、避難者数約18万人という甚大な災害となったことを受けて、避難所における性被害等の防止など災害時における問題点を指摘、「主要施策」として「①防災・復興の各段階における男女共同参画の取組を推進」、「②防災・復興の現場における女性の参画拡大」を盛り込んでいることも特徴的です。

## (4) 荒尾市の取り組み

荒尾市においては、県内でも早期の昭和 56 年(1981年)に、女性行政の担当窓口として教育委員会事務局社会教育課内に「婦人対策室」を設置しました。その後、昭和 58 年(1983年)に、勤労婦人福祉法に基づく「働く婦人の家」が開館し、以来、婦人対策係(昭和 61年)、女性対策係(平成 8年)、男女共同参画推進係(平成 12年)と名称変更を重ねながら「働く婦人の家(平成 18年に働く女性の家に名称変更)」を拠点に総合的な女性行政の推進に取り組んできました。平成 14年(2002年)、新設された企画管理部くらしいきいき課に「男女共同参画担当」として移行、平成 19年(2006年)に現在の総務部総務課男女共同参画推進室に変更されています。

平成9年(1997年)、市長の諮問機関として「荒尾市女性問題懇話会」が設置され、平成10年(1998年)には、荒尾市における男女共同参画推進のあり方について取りまとめた提言書「女性行政への提言」が提出されました。平成12年(2000年)、同懇話会は「荒尾市男女共同参画社会推進懇話会」に改称され、また、行政の関係部局間の連絡、調整を強化し、総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内に「荒尾市男女共同参画推進会議」が設置されました。

平成 15 年 (2003 年)、男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、新しい社会の変化に対応しながら男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、初めての基本計画、「荒尾市男女共同参画計画―女と舅いきいきプラン 21―」が策定されました。同計画は、「『女と男』がともにいきいき輝くまち」を基本理念とし、「これまでの固定的な性別役割分担

意識による慣習・慣行を『ジェンダー\*に敏感な視点』から見直し、女性も男性も対等な立場で、いきいきと輝いて暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すものです。」とうたいました。また、「基本目標」として「『安と男』がともに生きる社会への意識づくり」、「『安と男』の人権がともに尊重される社会づくり」、「あらゆる分野での『安と男』がともに参画するまちづくり」、「男女共同参画推進のための体制の整備・充実」の4項目を掲げています。

平成 16 年 (2004 年)、「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」を施行し、これに基づき市長の附属機関として「荒尾市男女共同参画審議会」が設置され、平成 17 年 (2005 年) 1 月には「男女共同参画都市」を宣言しました。平成 20 年 (2008 年)、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため「男女共同参画計画―女と男いきいきプラン 21-」を改定しました。

平成24年(2012年)、「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」に基づく、新たなプランとして「第2次荒尾市男女共同参画計画」が策定されました。同計画は、前年に実施された「男女共同参画に関する荒尾市民意識調査」で得られた現状や課題を踏まえ、『女と男がともにいきいき輝くまち』を基本理念とし、前回計画と同じ4項目を「基本目標」としています。

平成 24 年 (2012 年)、女性の人材に関わる情報提供を行うことにより、市の審議会等への女性 委員の登用の拡大を図るために「荒尾市女性人材バンク」が発足しました。また、平成 28 年 (2016 年)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」に基づき、特定事業 主の立場から女性職員の活躍のための行動計画「荒尾市特定事業主行動計画」を策定し、女性職員 の働きやすい環境づくりに努めてきました。

平成29年(2017年)、「第3次男女共同参画計画」が策定されました。同計画は、『安と男がともにいきいき輝くまち』を基本理念とし、重点目標として「あらゆる分野における女性の活躍推進」、「男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革」、「安心・安全な暮らしの実現」、「推進体制の充実・連携強化」の4項目を掲げています。女性活躍推進法に定める推進計画と一体化した計画として策定されたことによるものです。

令和3年(2021年)2月には、審議会等への女性委員登用率アップのために「荒尾市審議会等への女性の登用推進に関する規程」を施行し、登用率の一層の拡大に努めています。今後も、荒尾市では、女性も男性もさらには「多様性」の視点からも、全ての人が対等な立場でともにいきいきと輝き暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを確実に進めてまいります。